

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第40号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年3月31日 05時07分ごろ	
発生場所	愛媛県伊予市郡中港西方沖伊予青島灯台から真方位081° 4.8海里付近（概位 北緯33° 44.9′ 東経132° 34.3′）	
事故等調査の経過	平成22年4月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 義栄丸、4.96トン EH3-22894（漁船登録番号）、個人所有 B 釣船 ゆうぎり丸、5トン未満（登録長9.55m） 281-34850愛媛、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首部上縁材及びかんぬきの折損 B 両舷船首外板にき裂	
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、愛媛県大洲市長浜町青島東方沖を速力約10.0ノット（kn）（対地速力、以下同じ。）で北進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、青島東方沖を速力約13.5knで西進中、平成22年3月31日05時07分ごろ、A船の右舷船首部とB船の船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、青島東方沖を北進中、船長Aが、B船の灯火を右方に認めたが、B船の速力が速いので自船の船首を通過するものと思い、適切な見張りを行わなかったものと考えられる。 B船は、青島東方沖を西進中、船長Bが、前路に船舶が見えなかったため、支障となる他船はいないと思い込み、左方の適切な見張りを行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、青島東方沖において、A船が北進中、B船が西進中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	